

加東市立木から市民等の生命及び住宅等の財産を守る条例（案）の概要

《条例の趣旨》

- ◆近年、台風等の自然災害が多く発生し、その度に立木が倒れ、民家や施設に被害を与える事例が全国各地で起きています。
- ◆民法（第717条）では、竹木の植栽又は支持にかしがあつて他人に損害を生じたときは、その所有者は被害者に対してその損害を賠償する責任を負うとされています。
- ◆立木の所有者が、被害者に対し損害賠償を行ったとしても、全てが元通りになるわけではなく、被害者の負担は非常に大きなものとなります。
- ◆加東市は地形・歴史的にも、民家や事業所等の近くに立木が存在していることが多くあります。
- ◆温暖化の影響により、規模が大きくなる自然災害に対し、市民が安全・安心に暮らせるまちづくりを目指し、加東市では、立木の所有者に適切な管理を促すとともに、市民の生活に影響を与える危険木に対応するため、この条例を定めます。

条例の目的（第1条）

- ◆市民等の生命及び住宅等の財産を保護する。

定義（第2条）

市民等	市内に居住し、若しくは滞在する者（通勤、通学等を含む。）、地域の自治会又は市内で事業活動を行う法人等
住宅等	市内に居住する者の住居及び事業所、学校、病院、診療所その他人が集う建築物 (事業所とは、物の生産やサービスの提供を継続的に行っているもので、一般的に、商店、工場、事務所、銀行、寺院、旅館等が該当します。)
所有者等	立木の所有者又は管理者
危険木	市内に存在する立木のうち、傾倒、腐食、空洞化等が発生し、倒木、枝折れ等により住宅等に被害を与えるおそれがあるもの（※立木と被害を受けるおそれがある住宅等が同一の所有者である場合は除く。）

《解説》

守るべき対象である「市民等」や「住宅等」、管理の責務を負う「所有者等」、そして要因となる「危険木」を定めています。

「住宅等」に定義してある「市内に居住する者」は、住民票がなくても市内に住んで生活を営んでいる人は該当します。また、「その他人が集う建築物」は、こども園、公民館等があります。

道路については、一定以上の交通量が見込まれる国道、県道及び市道は「道路法」によって管理者が定められており、管理者に通行安全確保の責務が定められ

ていることから、本条例で守る対象としていません。また、「道路法」の適用を受けない生活道路（いわゆる法定外道路）については、「加東市法定外公共物管理条例」において、法定外道路を含む法定外公共物の保全又は利用に支障をきたす行為の禁止が定められていることから、法定外道路についても本条例で守る対象としていません。

「所有者等」について、登記されていない立木は、基本的には土地の所有者が立木の管理責任を負いますが、立木も含めて土地を貸与している場合は、借りている者が管理者となり、立木の管理責任を負います。

「危険木」は、倒れた際に住宅等に被害を与えるおそれがある立木のうち、立木そのものに不具合が生じていることが認定の条件となります。認定のための調査では、まず立木の高さや住宅等までの距離、高低差を確認し、続いて立木そのものに空洞化、腐食等の不具合が生じているかを確認します。

市・市民等・所有者等の責務（第3条～第5条）

市	◆所有者等が適切な管理を行うよう啓発する。
市民等	◆立木の管理が不適切な状態とならないよう相互に連携を図り、良好な生活環境の確保に努める。
所有者等	◆立木が危険木とならないよう適切に管理する。

《解説》

「市」の責務は、所有者等の適切な管理について啓発することですが、「どのような管理をすれば危険木にならないのか」、「倒れてしまった場合は所有者の責任で撤去しなければならないこと」等を広報、ホームページやケーブルテレビを活用して周知します。また、第9条では、危険木と認定した場合は、当該危険木の所有者等に対して、伐採、せん定又は不具合が生じている箇所を補修を施すよう助言や指導をしなければならないことを規定しています。

「市民等」の責務は、危険木になりそうな管理できていない木がないか意識するとともに、情報交換を行うことで、危険木となりうる木を早期に発見し、対応できる環境をつくることです。

「所有者等」の責務は、定期的に立木の状態を確認し、必要に応じて枝打ち、腐食及び空洞化の対策等を行うことです。また、第9条では、所有する立木が危険木と認定された際には、市の助言や指導により、伐採、せん定又は不具合が生じている箇所を補修を行わなければならないことを規定しています。

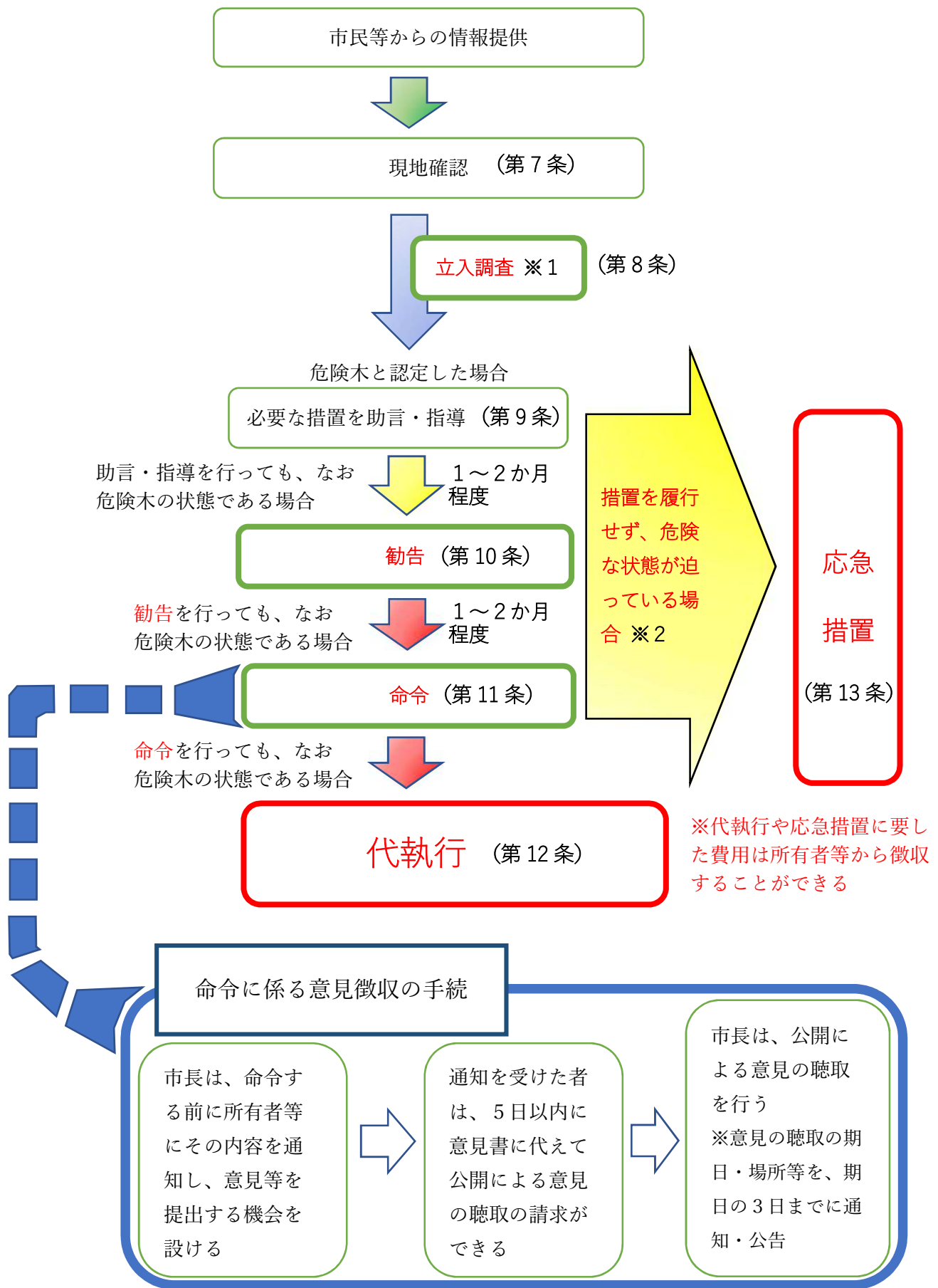
民事解決との関係（第6条）

◆危険木の所有者等と該当木により被害を受けるおそれがある者として解決するものについては、それを妨げるものではない。

《解説》

危険木に係る問題は、本来、当事者間で解決すべきものであることから、この条例による解決ができる場合でも、民事による事態の解決が図られれば、それを妨げるものではないことを規定します。

危険木への対応フロー



- ※1 情報提供のあった立木を市の職員等が確認するにあたり、個人の敷地に立ち入らなければ危険木かどうか判断できない場合に、立入調査ができることを定めています。個人の敷地に立ち入らなければ判断できない場合とは、立木と被害を受けるおそれのある住宅等の位置関係が把握できない場合や、立木が倒れた際に住宅等に被害を与えることは確認できるが、立木そのものに不具合が生じているかが確認できない場合です。

- ※2 危険な状態とは、危険木に対し、台風や低気圧等による激しい突風が影響することが予測される状態です。